

第3回 佐賀市学校給食費検討委員会

令和4年10月4日(火) 10:00~

佐賀市役所 議会棟3階 第4会議室

1 開会

2 教育部長挨拶

3 議事

○佐賀市の学校給食費について

- ・学校給食費改定(案)について(第2回会議【資料2】) 【資料1】
- ・佐賀市の学校給食費 答申(案)について 【資料2】

4 その他

5 閉会

佐賀市学校給食費検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、佐賀市立小中学校における学校給食費(以下「給食費」という。)を検討するため、佐賀市学校給食費検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 給食費に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員12人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 佐賀市立小中学校の学校長
- (3) 佐賀市立小中学校の栄養教諭、学校栄養職員
- (4) 佐賀市立小中学校の保護者・PTA
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部学事課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

佐賀市学校給食費検討委員会 委員名簿

選出区分 [第3条第1項関係]		職・所属等	氏名	備考
1号	学識経験者	西九州大学 健康栄養学部 健康栄養学科 准教授	福山 隆志	学識経験者
2号	学校長	巨勢小学校長	平田 陽介	自校式の小学校代表 (校長会給食指導部会(小学校))
		北山中学校長	塩田 洋己	4地区の学校給食センター代表 (校長会給食指導部会(中学校))
		金泉中学校長	岡 直志	中部学校給食センター代表
3号	栄養教諭等	赤松小学校栄養教諭	田中 妙子	自校式の小学校代表
		中川副小学校栄養教諭	永田 祐美	4地区の学校給食センター代表
4号	PTA・保護者	鍋島小学校保護者	梶原 徹	自校式の小学校代表
		川副中学校保護者	馬場崎 良美	4地区の学校給食センター代表
		城北中学校保護者	福島 めぐみ	中部学校給食センター代表
		佐賀市PTA協議会副会長	森 由香理	PTA協議会代表
事務局	教育部長	百崎 芳子	学事課 ・保健体育係 ・各学校給食センター長 ・管理栄養士	
	学事課長	横田 昌和		

所掌事務

- (1) 給食費に関すること
(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

学校給食費改定(案)について

1. 価格の上昇率による給食費改定(案)の基準値を算出

第1回会議の【資料4】で示したパターン①とパターン②により、改定(案)の基準値を算出。

(単位：円)

	現行	パターン①	パターン②	基準値 (①+②) / 2
小学校	235	262.02	257.27	259.65
中学校(完全)	270	300.25	294.42	297.34
中学校(選択)	250	269.49	266.36	267.93

パターン① H26～R4の伸び率により、給食費を試算

(小学校の場合：主食5.0%増、牛乳14.2%増、副食12.2%増)

パターン② H26～R3の年平均伸び率をR4の伸び率に適用し、給食費を試算

(小学校の場合：主食2.2%増、牛乳14.0%増、副食9.8%増)

【基準値の算出方法】

パターン①はこれまでの価格の上昇に加え、直近の物価高騰を反映し、パターン②では物価高騰を反映せず、通常の伸び率で算定している。今後、価格が落ち着いてきた場合はパターン①と②の範囲内での推移と推測される為、平均した金額を基準値とする。

2. 検討委員会分科会(栄養教諭等)による主な意見

各学校の栄養教諭や栄養職員の代表による分科会を開催し、給食運営の状況や今後の給食費等について、意見を聴いた。(自校式の大規模校2名、小規模校2名、センター式3名)

(主な意見)

- ・物価高騰により、食材の選択の幅が狭くなった。(安い食材への変更、デザート等の減等)
- ・量的にはどうにか確保できるが、食材に限られる等、質的な面で厳しくなった。(特に小規模校)
- ・必要な給食費を考えた場合、小学校ではコロナ補助金程度あれば助かると思う。(大規模校)
- ・中学校は量や栄養面を確保する為には、小学校に比べると270円では厳しかった。

(単位：円)

	現行	コロナ補助金 (1食単価の8%)	補助後の給食費
小学校	235	18.8	253.8
中学校(完全)	270	21.6	291.6
中学校(選択)	250	20.0	270.0

【資料 1】

3. 学校給食費の改定（案）について

1. で算出した改定（案）の基準値をもとに、以下の方法により案①から案③を算出する。

【改定（案）の算出方法】

・金額の設定については、事務処理しやすいように5円単位で設定する。

(改定案①)

・小学校、中学校ともに基準値を切り上げる。

(改定案②)

・小学校、中学校ともに基準値を切り下げる。

(改定案③)

・分科会（栄養教諭等）の意見を参考に小学校は基準値を切り下げ、中学校は切り上げる。

(単位：円)

	現行	改定案①		改定案②		改定案③	
		金額	上昇額	金額	上昇額	金額	上昇額
			上昇率		上昇率		上昇率
小学校	235	260	25 10.6%	255	20 8.5%	255	20 8.5%
中学校（完全）	270	300	30 11.1%	295	25 9.3%	300	30 11.1%
中学校（選択） ○ 内は牛乳代含む	250 (303.24)	270 (323.24)	20 8.0%	265 (318.24)	15 6.0%	270 (323.24)	20 8.0%

【資料2】

令和4年 月 日

佐賀市教育委員会
教育長 中村 祐二郎 様

佐賀市学校給食費検討委員会
委員長 福山 隆志

佐賀市の学校給食費について（答申）

令和4年7月25日付け佐市教委学事第441号で諮問のあった佐賀市の学校給食費について、当検討委員会で審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

佐賀市の学校給食費は、完全給食では平成26年度、選択制給食では給食が開始された平成22年度以降、価格を据え置いてきたが、年々上昇する物価の影響に加え、昨今の経済状況等の影響による食材料費等の高騰を受け、現在の学校給食費では、これまでの栄養バランスの取れた給食の提供が困難な状況になってきています。

当検討委員会では、これまでの学校給食の現状と食材料費の価格上昇率等を踏まえ、適正な学校給食費について、検討を行った結果、令和5年度からの学校給食費を以下のとおり改定することが望ましいとの結論に至りました。

1 学校給食費

・小学校	一食当たり	円
・中学校（完全給食）	一食当たり	円
・中学校（選択制給食）	一食当たり	円